（併給調整事由該当の届出等）

第百四十八条　公務遺族年金の受給権者は、法第八十条第一項第三号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　公務遺族年金の年金証書の記号番号

三　公務遺族年金の支給の停止の原因となつた他の年金である給付（以下この条及び次条において「公務遺族年金に係る併給調整年金」という。）の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号

四　その他必要な事項

2　法第八十条第二項の規定により公務遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「公務遺族年金の停止解除申請者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称

三　当該申請に係る公務遺族年金の年金証書の記号番号

四　当該申請を行う日が、当該申請に係る公務遺族年金について法第八十条第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月と同一の月に属するときは、公務遺族年金に係る併給調整年金又は当該公務遺族年金について、公務遺族年金の停止解除申請者にあつては停止解除規定による支給の停止の解除を申請していない旨

五　当該申請を行う日が、当該申請に係る公務遺族年金について法第八十条第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以後に属するときは、公務遺族年金に係る併給調整年金又は当該公務遺族年金について、公務遺族年金の停止解除申請者にあつては当該支給を停止すべき事由が生じた日以後に行われた停止解除規定による支給の停止の解除の申請を撤回した旨

六　その他必要な事項

3　前項第五号に掲げる事項を記載した申請書を提出する場合には、同号の撤回を証する書類その他の必要な書類を併せて提出しなければならない。

（併給調整事由等消滅の届出）

第百四十九条　公務遺族年金の受給権者は、公務遺族年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　公務遺族年金の年金証書の記号番号

三　公務遺族年金に係る併給調整年金の支給停止事由消滅の事由

四　その他必要な事項

2　法第百五条第一項から第三項までの規定により支給が停止されている公務遺族年金の受給権者は、その支給を停止される事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　公務遺族年金の年金証書の記号番号

三　公務遺族年金の支給停止事由消滅の事由

四　その他必要な事項

3　前二項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　受給権者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態になつたことにより前二項の届出書を提出する場合には、当該届出書を提出する日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

二　その他必要な書類

4　組合は、第一項又は第二項の届出書を提出する者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第一号又は第二項第一号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項（前項の規定により提出された書類により確認できる事項を除く。）について確認を行うことができなかつた場合には、組合は、その受給権者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）

第百五十条　法第八十一条第一項に規定する申出をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

一　法第八十一条第一項の申出をする旨

二　受給権者の氏名、生年月日及び住所

三　公務遺族年金の年金証書の記号番号

四　その他必要な事項

2　組合は、前項の申出書を提出する者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、同項第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項について確認を行うことができなかつた場合には、組合は、その受給権者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

（受給権者の申出による支給停止の撤回等）

第百五十一条　法第八十一条第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

一　法第八十一条第一項の申出の撤回をする旨

二　受給権者の氏名、生年月日及び住所

三　公務遺族年金の年金証書の記号番号

四　その他必要な事項

2　組合は、前項の申出書を提出する者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、同項第二号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項について確認を行うことができなかつた場合には、組合は、その受給権者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

（所在不明による支給停止の申請）

第百五十二条　法第百六条第一項の規定により所在不明である受給権者の公務遺族年金の支給の停止を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

一　申請者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びに申請者と組合員であつた者との身分関係

二　所在不明である受給権者の氏名

三　公務遺族年金の年金証書の記号番号

四　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

五　その他必要な事項

2　前項の申請書を提出する場合には、法第百六条第一項に該当する事実があるときは、その事実を証する書類その他の必要な書類を添えなければならない。

（出生の届出）

第百五十三条　公務遺族年金の受給権者は、法第二条第三項に規定する胎児であつた子が出生したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　公務遺族年金の年金証書の記号番号

三　子の氏名及び生年月日

四　その他必要な事項